

さいたま市告示第900号

さいたま市区ガイドマップ作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市区ガイドマップ作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年7月10日（木）から令和8年3月13日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「市場調査業務」、営業品目（小分類）「世論調査業務」、営業品目（小分類）「その他業務」、営業品目（小分類）「集計・調査、企画研究、計画策定業務」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 過去5年以内に、本市又は他市町村を契約相手方とする地図作成に係る契約実績（同一契約で5,000部以上に限る。）を有する者

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、さいたま市区ガイドマップ作成業務仕様書等1部を交付するものとする。なお、郵送による交付を希望する場合は、担当まで連絡すること。その場合の郵送料は、本入札参加希望者の負担とする。

(1) 交付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1834 担当 鈴木、小柴

(2) 交付期間

告示の日から令和7年6月20日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付及び回答

本入札の業務等に質問のある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。質問の書式は自由とするが、質問事項は電子メールの本文にテキストで記述すること。

(1) 受付先

電子メールアドレス kusei-suishin@city.saitama.lg.jp

電子メールの表題は「区ガイドマップに関する質問」とすること。

(2) 受付期間

本告示日から令和7年6月12日(木)正午まで

(3) 回答方法等

令和7年6月13日(金)までに仕様書を交付した全ての業者に対して回答するものとする。

なお、質問した業者名は非公開とし、電子メールで回答するので、3の仕様書等の交付の際に、回答の送付を希望する電子メールアドレスを伝えること。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)を証明する契約書の写し及び成果物

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便(簡易書留郵便を含む。))により提出すること。

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年6月26日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出

た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和7年6月30日（月）午後4時までにさいたま市市民局区政推進部に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。広告の掲載で得られた収入は受託者のものとし、広告収入を差し引いた金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書に添付する書類

入札書には、広告収入のわかる収支計画書、企画編集に含まれる主な業務名とその費用及び印刷製本に係る単価が確認できる内訳書を添付すること。

(3) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月9日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

(8) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

なお、入札保証金免除申請については入札説明書を参照すること。

(9) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(10) その他

- ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 開札の日時及び場所

- ア 日時
令和7年7月9日（水）入札終了後、直ちに行う。

- イ 場所
8(7)イに同じ

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部
電話 048(829)1834 FAX 048(829)1992

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 本契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 本入札の手続きに係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。

(5) 提出された各資料は、特別な事情がない限り再提出は認めない。